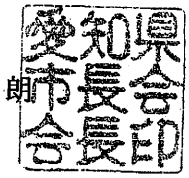
資料３

令和５年７月２５日

こども家庭庁長官
渡 辺　由 美 子　様

愛知県市長会
会長　山 下　史 守 朗




## 児童手当の拡充に係る緊急要望

令和５年６月１３日に「こども未来戦略方針」が閣議決定されましたが、「加速化プラン」の具体化に当たっては、現場の実情を十分に踏まえた検討と安定的な地方財源の確保が求められているところです。

特に、今回示された児童手当の拡充は、全体で概ね３．５兆円とされる「加速化プラン」の予算規模の多くを占めるものであり、基礎的な経済支援として少子化対策の強化につながる一方で、地方自治体の財政に非常に大きな影響を与えることが懸念されます。

また、その実施時期について、岸田首相より「来年１０月分から実行したい」との表明がありましたが、この場合、来年度の現況届において現行制度に基づく認定を行った後、わずか数か月後に拡充後の基準に基づく再認定を行うため、事務運営が大変非効率であるだけでなく、受給者に対しても混乱を生じさせることが予想されます。

つきましては、下記事項について強く要請します。

記

**１　児童手当制度の拡充に当たっては、普通地方交付税の交付・不交付にかかわらず、全ての自治体にとって新たな財政負担とならないよう、システム改修費等の事務費を含め、国において財源を全額確保すること。**

**２　実施時期など具体的な実施方法については、自治体や児童手当受給対象者に混乱が生じることのないよう、また、制度拡充への的確な対応が可能となるよう、児童手当の認定に係る事務の実態を踏まえて、制度改正等を十分に検討のうえ早期に決定すること。**

（要望書の補足説明資料）

## 実施時期など具体的な実施方法について

児童手当の支給要件の確認に用いる所得の年度は、毎年６月に切り替わり、６月分以降の手当の認定請求については、当該年度の所得により審査することとされている。

また、市町村は６月１日時点における受給者の現況を現況届及び公簿等で確認し、要件を満たさない場合は、支給事由消滅として、６月分以降の支給を打ち切ることとしている。

１０月から児童手当を拡充することとすれば、６月分以降の手当について所得制限超過により認定請求却下又は支給事由消滅とされた方が、所得制限が廃止される１０月分からの受給のため、９月末までにあらためて認定請求を行わなければならず、請求忘れ等により受給できない期間が発生するなどの混乱が危惧される。

**【実施時期を令和６年６月分（令和６年１０月支給分）からに前倒し】**

児童手当拡充の実施時期は令和６年１０月分からの予定とされているが、６月の現況調査のタイミングで拡充することとすれば、自治体の認定作業が１回で済み、事務の効率化に資するとともに、所得制限超過のため認定請求却下・支給事由消滅となった方の再申請が不要となり、受給対象者の混乱も避けることができる。

なお、６月から制度を拡充するためには、システム改修作業を前倒しで実施する必要があるが、制度の詳細決定が早期に行われれば、対応は可能である。

また、実施時期を６月分からに前倒しすることが困難であり予定どおり１０月分からの拡充とする場合についても、６月の所得審査で認定請求却下・支給事由消滅となった方の受給権を消滅させず、９月分までの支給を一時的に停止する取扱いとする等、再申請に伴う受給対象者の混乱を避けるため、制度改正等、十分な対応を求める。